
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
第23号 (2010年5月21日)

5月12日

二次訴訟・控訴審は 即日結審
判決は 6月23日(水)

1時30分から 東京高裁812号法廷

昨年12月16日、二次訴訟はまさかの不当判決を受け、直ちに東京高裁に控訴しました。5月12日10時30分から開廷された控訴審には、控訴人(原告)側から80ページに及ぶ控訴理由書が、国(外務省)側からは3ページの答弁書が提出されました。

(控訴理由書全文は、ホームページに掲載 [Http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/](http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/))

冒頭、原告・崔鳳泰氏は「本訴訟は、たとえ日本で進行中の情報公開訴訟であっても、原告らが日本国籍だけでなく韓国国籍を有した人たちも含まれていることからすれば、東アジアの民主主義を達成するために、重要な意味を持っている国際訴訟であります」と陳述。(陳述書は6ページに掲載)

続いて東澤弁護士は、「一審判決は、情報公開法が民主主義の実現のために司法に託した役割を放棄したものである。このような判決を控訴審でくつがえさなければ、情報公開法に悪い先例を残ことになる。このような悪い先例を残すことについて裁判官の皆さんはどうお考えになりますか」と強く訴えました。

その後、13時から15時まで、会場を星陵会館に移して報告集会が開かれ、張弁護士から、およそ1時間にわたって、控訴審について、詳細な説明をしていただきました。

控訴審とは何を審議するところか

控訴審というのは、一審の記録を見て、もう一度、裁判をし直すところ。一審で国(外務省)側は勝訴しているが高裁が一審の判決をひるがえすということは、まず有り得ない。

控訴理由書 一審の判決をくつがえし、原告勝訴を勝ち取る為に、弁護士は、控訴理由書を、一生懸命がんばって書きました。(張 界満弁護士)

◇ 目次 ◇

- ★ 二次訴訟・控訴審は即日結審 . . . P.1
- ★ 控訴人 控訴理由書目次 . . . P.2~3
- ★ 国(外務省)側 答弁書 . . . P.4~5
- ★ 原告・崔鳳泰氏の陳述書 . . . P.6
- ★ 公判後の報告集会 . . . P.7~12
- ★ 日本軍による性奴隷被害者に
尊厳の回復を 田場祥子 . . . P.13
- ★ 4月21日三次訴訟
第7回公判後の報告集会 . . . P.14
- ★ 事務局だより . . . P.16

原告側 控訴理由書（目次）

目次

第1	原判決の誤り——総論部分	4頁
1	はじめに	4頁
2	情報開示請求権の重要性	7頁
3	立法過程において「一応の理由」という文言は認められなかったこと	15頁
4	原判決は実質的に立証責任を転換していること	17頁
5	原判決が採用した審査基準の誤り	18頁
6	専門的・技術的判断を情報の不開示についてのみ尊重する誤り	20頁
第2	「一般的又は類型的」立証責任の誤り	22頁
1	原判決における情報公開法5条3号・4号該当性に関する国の立証責任とその誤り	22頁
2	原判決の日本語のおかしさ	24頁
3	原判決が情報公開法5条3号及び4号のみを6号と区別して取り扱うことの論理矛盾	25頁
4	裁判所に退けられた処分行政庁・国の「一般的、類型的な観点」からの不開示情報該当性の主張	26頁
5	立法時に期待された情報公開訴訟の立証上の工夫	30頁
6	原判決が示した国の立証責任に関する一般的な基準が具体的な認定に及ぼした効果 - 被告の立証の程度の著しい軽減	32頁
7	原判決の条文に明らかに反した解釈	33頁
8	小括	35頁
第3	原判決における誤った審査対象の限定とあるべき審査対象	35頁

1	原判決の判断とその誤り	35頁
2	不開示事由の有無において審理されるべき事項	36頁
3	韓国側での開示ならびに内容の推測可能性について	43頁
4	日韓会談と日朝交渉との状況の相違について	44頁
5	「時の経過」が考慮されるべきこと	45頁
第4	本件各文書における不開示事由の非該当性	49頁
1	本件文書1について	49頁
2	本件文書2について	50頁
3	本件文書3について	53頁
4	本件文書4について	56頁
5	本件文書5について	58頁
6	本件文書6について	59頁
7	本件文書7について	60頁
8	本件文書8について	63頁
9	本件文書9について	66頁
10	本件文書10について	68頁
11	本件文書11について	70頁
12	本件文書12について	72頁
13	本件文書13について	76頁

国（外務省）側 答弁書

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
- 2 訴訟費用は控訴人らの負担とする
との判決を求める。

第2 被控訴人の主張

1 はじめに

被控訴人の事実上及び法律上の主張は、原審口頭弁論において被控訴人（被告）が主張したとおりであり、控訴人の請求を棄却した原判決は正当であるから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

被控訴人は、以下において、控訴理由書に対して、必要な範囲で反論する。
なお、略称等は、原判決及び被控訴人（被告）準備書面の例による。

2 「本件文書13について」

控訴人らは、本件文書13（「竹島問題に関する文献資料」と題する文書137）について、「本件処分以降に公開された多数の文書の中に、外務省が作成した竹島問題を巡る日韓両国政府の交渉等についての事実経過が記録された時系列表が開示され、かつ、外務省が独自に収集した文献資料のタイトルが開示されている文書（文書910・甲第30号証）があることが発見された。」とし、「本件文書13で不開示となった公刊物の数と、文書910で開示された公刊物の数とがほぼ一致」し、「被告（「被控訴人」の趣旨と解する。以下同じ。）が当該全部不開示情報の一部である文献資料に関する情報（公刊物のタイトル・作者名等）を既に開示している点に鑑みれば、被告による『公刊物のタイトルすら開示することができない云々』という旨の主張は全くのデタラメであり、タイトル・作者名を不開示とする理由は全くない。」と主張する（控訴理由書第4の13(2)・76ページないし78ページ）。

しかしながら、本件文書13で不開示となった公刊物の数と、文書910で開示された公刊物の数とがほぼ一致するとの原告の主張の根拠は、「文書910のなかでは、外務省が作成した文書以外の公刊物として30点の文献が開示されており、一方、被告の釈明によれば、文書13のなかでは、全部不開示と

なった文献資料は合計約90点であり、うち外務省が作成した内部資料は約6割を占めるとあるから、文書13で不開示となった公刊物の数と、文書910で開示された公刊物の数がほぼ一致することがわかる。」という程度のものであり、何ら客観的な根拠に基づくものではないのであって、単なる憶測による数字合わせにすぎない。

✓また、本件文書13の文献資料リストに記載された各公刊物の具体的内容と文書910（甲第30号証）に記載された各文献の具体的内容とは、必ずしも一致するものではなく、両文書は文献数、記述形式とも異なっている。

原審でも述べたとおり、本件文書13の文献資料リストに記載された各文献には、「竹島の領有権問題」を解決する方策の一環として、当時の外務省が、どのような諸問題が発生し得るか、それらの問題を解決するためにどのような方策等が考えられるかを検討するための資料として収集した文献資料が含まれている。

上記の「竹島の領有権問題」は、今なお解決していない日韓における重要な懸案事項であり、上記文献資料リストが開示されれば、日本政府の交渉方針及び上記問題を解決するための政策の立案・策定経緯が明らかになる蓋然性が高く、わが国の外交交渉上不利益を被る相当程度の可能性があることは明らかである。

以上から、本件文書13について、原判決が、「本件文献資料に記載されている情報については、一般的又は典型的にみて、韓国との交渉における我が国の利益の確保に関するものに当たることを推認することができる。」（46ページ）とし、また、「本件文書13が作成されてから相当程度の期間が経過していることを考慮したとしても、竹島問題の帰すうに関しては法的観点からは韓国政府による占拠よりも前の事由が重要な意味を有すると考えられることに照らすと、外務大臣が、本件文献資料に記載された情報について、これが公にされることにより韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことをもって、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したということとはできない。」（48ページ）と判示しているのは、もとより正当である。

以上

陳 述 書

原告 崔 鳳泰

本訴訟は、たとえ日本で進行中の情報公開訴訟であっても、原告らが日本国籍だけでなく韓国国籍を有した人たちも含まれていることからすれば、東アジアの民主主義を達成するために重要な意味を持っている国際訴訟であります。

また、本件情報公開訴訟は、日本に先立ち韓国でもなされましたが、韓国政府の主張、すなわち国益を前面に出した非公開の論理が、不当であると司法府によって断罪された事案です。現在、日本で進行中の本件訴訟において、日本政府が主張する非公開の理由は、大部分が韓国でも主張されたことがあるもので、これに対して、抽象的な国益よりは主権者である国民の知る権利が尊重されなければならないという確定判決が出ている事案です。私たちは、日本の主権者である日本国民の知る権利が分断体制の下に苦痛を受けている韓国国民の知る権利より制限され微弱だとは信じておらず、今でもそうです。

私たちは、自民党政権下での誤り等については、民主党へと政権が交代され、国民的審判を受けたので、本件での日本外務省の非公開という誤りも当然是正されるだろうと期待しましたし、実際、民主党に政権が交代された後に開かれた公判廷では和解を申し入れたりもしました。しかし第1審の裁判所は、私たちの期待に反する判決をしてしまいました。

第1審の判決文に流れる裁判所の判断基調は、1965年の冷戦当時、日本の執権勢力等が、韓国の軍事政権と政治的に野合して、日帝被害者らの権利を踏みにじる行為などを擁護し、このような形態を持続するのが日本の国益であるという冷戦時代の論理から一步も踏み出しておりません。このような態度は、長期的に見ても、短期的に見ても、決して日本の利益にならないし、少なくとも本件訴訟の原告でもある主権者である日本国民の利益になることはありません。

我が韓国の日帝被害者らは、もう不幸な過去を忘れて日本との真の和解を望みます。この道は、鳩山総理が言及した通り、歴史を直視しようとする勇氣から始まります。冷戦当時の韓日会談の真実を正しく見るのもその勇氣の一つです。

にもかかわらず、1965年の韓日会談の真実さえ公開しようとしないうる日本政府の態度に対しては怒らないわけにはいきません。

特に、日本政府が韓日会談文書を公開しないことにより、日帝被害者らは、韓国政府からも権利救済を受けられずにいるという点を忘れてはなりません。例えば、現在、日本には日帝被害者らの供託金が国庫に帰属しないまま、日本の銀行に保管されています。日帝被害者らは、未払供託金に対する補償の義務が韓国政府にあるならば、韓国政府に対しその補償を受けるための闘争をしています。そして、韓日会談当時、日本が提供した無償3億ドルの中に上記供託金が含まれているのかを明らかにして欲しいという韓国人被害者らの要求に対して、日本政府は、回答出来ないと言いつつ、関連文書等を非公開にして、韓国政府を相手にした闘争の邪魔もしています。結局、文書を非公開にすることが、また別の加害行為を今でも継続することになるということを忘れてはなりません。このような日本政府の過ちの肩を持つ一審判決は、東アジアの民主主義と法治主義の根幹を傷つける不当な判断です。

私たちは、控訴審でこのような誤りが是正され、日本社会が民主主義と法治主義の明るい道に進むことと同時に、韓日間の真の友好の道に進んでいくことを願います。

控訴審後の報告集会

会場・・・星陵会館 4A+4B 会議室

時間・・・13時～15時

参加者・・・韓国から 原告・崔弁護士 張弁護士 会員他 23 人 記者 5 人 計 30 人

司会 山本

最初に、張弁護士から報告していただきますが、資料として、控訴理由書そのものは 80 ページほどありますので、目次のみを印刷したものを、国（外務省）側の答弁書、それから崔鳳泰さんの陳述書もお配りしております。参考にしてください。

裁判自体はすぐに終わってしまいましたので、控訴理由とか、国（外務省）側が何を言っているのかということは、よく判らなかつたと思いますので、その辺を含めて、張弁護士の方から詳しく報告してください。

お詫び：張弁護士からの報告のあと、原告・崔弁護士からの報告がありましたが、今回、その記録が間に合いませんでしたので、次号でお知らせします。（小竹）

張 弁護士

みなさん、どうもお疲れ様でした。本来は東澤弁護士が説明されるところですが、急遽私が行うことになりました。代理ということなので、なかなか過激なことも言えないのですが・・・（笑い）

控訴審の裁判所の役割と、不服の理由を訴えた控訴理由書

まず、控訴審について弁護団から簡単に説明させていただきます。控訴審の裁判所というのは、一審の判断が正しかったのかどうかを、記録を見て判断するところです。

今日も控訴審は、あつという間に終わってしまいましたが、あつという間に終わった法廷の裏で、どういった闘いがされていたのかということについて、みなさんに説明したいと思います。

お手許に控訴理由書の目次というのがあると思いますが、一審判決は文書の開示を求めましたが残念ながら東京地方裁判所は、こちらの請求を少しも認めることなく、国（外務省）の主張を鵜呑みにしたような判決が出て、それに対して不服だということで裁判所に訴え、控訴したわけです。

その不服とはどういうことかということ、前半部分では一審の東京地裁の判決の判断基準は論理的に間違っているということを中心に、それから、いろいろと具体的に検討すれば、不開示にする理由はなかったのではないかということで控訴理由書が作られている。

本来ならば控訴理由書を全部、皆さんにお渡しするのが一番いいのですが、80 ページ近くあるので、目次だけにしました。

これは、一審の東京地裁の判決文が 100 ページぐらいあったので、これに近いぐらいの量を出さないと、一審判決をひっくり返すことはできないということで、弁護団で一生懸命がんばり、80 ページ近い控訴理由書を書きました。

二次訴訟の位置づけ

今回の裁判は、文書公開訴訟の中でいいますと、二次訴訟というふうに位置付けられています。

（以降、一次訴訟、二次訴訟、三次訴訟の経過説明は、8 ページ 表 1 「開示請求から今日までの流れ」参照）

二次訴訟・・・文書開示内容と争点

一次訴訟で争われたのは開示の期間でしたが、二次訴訟は不開示の理由が争点になりました。約 5000 ページ、文書数は 140 で、そのうち開示は 113 文書、全部不開示は 1 文書、部分開示は 26 文書です。（9 ページ 表 2 各訴訟と開示された文書の内容 網掛け部分参照）

表1 文書開示請求から今日までの流れ

年	月日	一次訴訟	二次訴訟	三次訴訟	異議申立		
2006	4月25日	開示請求					
	5月25日	特例適用通知					
	8月17日	1次部分開示(65頁)					
	10月2日	上記の異議申立					
	12月18日	東京地裁へ提訴					
2007	3月6日	第1回口頭弁論	二次訴訟 争点：不開示の理由 個人・法人情報を除く	三次訴訟 争点：不開示の理由 開示請求者(原告) 国(外務省)	4次開示(3482頁)		
	3月28日	1次の逆転開示(193頁)				原告-東京地裁へ提訴	5次開示(16263頁) 6次開示(32951頁)
	4月27日	2次開示(1533頁)					
	5月8日	第2回口頭弁論					
	7月10日	第3回口頭弁論					
	9月25日	第4回口頭弁論					
	11月16日		国側3次開示(5340頁)				
	11月26日	第5回口頭弁論					
	12月26日	原告：勝訴					
	2008	1月8日	国-東京高裁へ控訴				
1月26日							
4月18日							
4月23日		控訴書第1回口頭弁論					
5月2日							
5月9日							
5月28日		第2回口頭弁論 原告：取下げを提示					
6月3日		国：取下げ同意で終了					
6月10日							
7月1日			第1回口頭弁論				
7月7日							
8月29日							
9月9日			第2回口頭弁論				
10月14日				東京地裁へ提訴			
11月25日			第3回口頭弁論				
12月17日				第1回口頭弁論			
2009	2月17日		第4回口頭弁論		異議申立に関する申し入届 国(外務省)：第2次補正命令		
	2月19日						
	2月28日						
	3月4日			第2回口頭弁論			
	4月6日				原告：回答及び申入書提出		
	4月15日		第5回口頭弁論				
	5月20日			第3回口頭弁論			
	6月9日				国(外務省)：第3次補正命令		
	7月8日		第6回口頭弁論		原告：回答及び申入書提出(再度)		
	7月28日						
	9月1日			第4回口頭弁論			
	10月21日		第7回口頭弁論(結審)				
12月8日			第5回口頭弁論				
12月16日		原告：敗訴					
2010	12月25日		東京高裁へ控訴				
	2月23日			第6回口頭弁論			
	4月21日			第7回口頭弁論			
	6月12日		控訴書・即日結審 判決				
	6月21日						
	6月30日 9月8日			第8回口頭弁論 第9回口頭弁論			

表2 各訴訟と開示された文書の内容

開示		開示回数	頁数	文書数	内訳			
年	月 日				開示	不開示	部分開示	
06	8月17日	一次訴訟 1次	65	14	0	0	14	
07	3月28日	逆転開示	193	14	14	0	0	
	4月27日	2次	1930	25	25	0	0	
	11月16日	二次訴訟 3次	5339	140	113	1	26	
08	4月18日	三次訴訟	4次	3482	130	121	0	9
	5月2日		5次	16263	584	429	11	144
	5月9日		6次	1071	1175	8	11	356
合計			58343	2082	1510	23	549	

部分開示のうち、企業名(企業名情報)や個人名なども不開示にしているものがありましたので、今回はそれらを争う必要が無いのと判断して除いている。それ以外の、竹島問題、請求権問題などについて、外交上の理由なり、日本の国益ということを経由して外務省が不開示にしてきた文書が13ありました。

二次訴訟では、どういことが争われたか

その13の不開示文書について、何故、開示しないのかを争ったのが二次訴訟で、その一審判決(原告側敗訴)を受けて、今回の控訴審となったわけです。

国(外務省)の不開示理由

その1 外交上の理由

外交上の理由というのは、一つは北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)との日朝交渉に関連して、韓国とは韓日会談で戦後処理は終わったけれども、北朝鮮に関しては未だ戦後処理は終わっていない。当然、北朝鮮政府は日韓会談の経緯をみて来るべき日朝交渉に臨んでくるに違いない。

そうなってくると、日本が有している情報については北朝鮮に知られたくない情報なので、それを隠しておかないと日朝会談の時に不利益になる、ということで、請求権に関する問題について隠した。

その2 竹島問題

竹島問題についても、現在、竹島問題は日韓の両国で争われており、それに関する情報を韓国側に開示したくないからという理由で不開示にしてきた。その結果、裁判所は原告側の主張を受け入れることなく、国(外務省)側の主張を全面的に認めたということになるのです。

外務大臣の「隠してもいい」という判断は、正しいかどうか?

情報公開法では、「行政機関の長(外務大臣)が、これは隠さなければいけない」ということであれば、隠してもいい」ということになっています。「この隠してもいい」という判断が、本当に良いのか悪いのかということ、一審で争うことになったのです。

裁判官には、不開示になったところに何が書いてあるか判らない?

一審ではどうなったかという、裁判官には不開示になった部分に何が書いてあるか判らない、日本の情報公開法では、裁判官が実物を見ることができないインカメラが制度化されていないので、具体的に判断出来ない。そうすると裁判所では、国(外務省)側が、国にとって不利益なことが書

かれていると判断したのであれば、そうなのだろうと判断して、国（外務省）側勝訴の判決が出されたのです。

「隠してもいい」という判断基準は、「一般的又は典型的に該当すれば良い」とは？

それを難しい言葉でいうと、「一般的又は典型的」に該当すればいいということですが、簡単に言うと、不開示になった情報が、国益を損なうようなことに関連する問題に該当する、そして該当すると言っても、どれくらい該当すればよいのかといえば、「一般的又は典型的」に該当すればいいというものです。

原告側の立証に対する裁判所の判断

更に、裁判所は、「一般的又は典型的」に該当すると国が立証できれば、それを隠すこと自体、それが妥当なのか、合理性があるのか無いのかということについて、今度は、こちら側（原告）で立証しなければならないと判断して、裁判所は、国の不開示というのは相当だという判断がなされている。

結局のところ、こちらの方で不開示にすることの不合理性の立証がされていないので、結論として、これを不開示にしたことは妥当であるという判決内容だったのです。

目次 第1 原判決の誤り-----総論 についての解説

これに対し、控訴審で、いやそれはおかしい、ということで控訴理由書を出したのです。目次1を見ていただくと、まず、先ほども言いましたように、原判決が間違っている、何が間違っているかという基本的なことを控訴理由書で書いております。

情報公開法 = 開示することが原則 裁判所の判断 = 不開示が原則で開示は例外

基本的には、情報公開法というのは公開することが原則で、公開することによって国益に反すると判断されれば、公開しなくても良いと書いてあるように見えるのですが、それはあくまでも国益に反することなので、これはどうしても隠さなければならないと国側が立証しなければならない。

一審の裁判所の判断は、原則不開示、例外開示というような判断になっているのですが、そうではない。情報公開法は原則開示、例外不開示になっている、ということであれば、例外であれば、本当は国側が立証しなければいけないのに、今回の裁判所の判断は、一般的、典型的に、まあ隠した方がいいんじゃないかという情報があります、と国側が言ってしまえば、あとは、それを本当に隠さなければいけないのかという事実を原告の方で立証しなければならない、まさしく、本来は被告の方で立証しなければいけない、国の根拠というものを、それを原告側に立証させているということ、（立証責任を転換しているということ）を、一番最初のところで痛烈に批判しています。

目次 第2 「一般的又は典型的」立証責任の誤り についての解説

そういう立証責任を転換しているような判断基準というのは誤りだ、ということについては、先ほどから何度も出ていますが、その前提となる、国はひとまず不開示にする情報が、国益に関するような「一般的又は典型的」な問題に該当する情報であればよいという、簡単な立証責任だけを国に負わせているというのは誤っているのだ、ということ、次の第2、のところ、22～35ページ、十数ページに亘って書いてあります。

ここに書いてあるように、不開示にしてよいかどうかの立証責任については、本来、被告・国側にあるのに、一審判決はそれを原告に転換しているのだ、ということについての誤りをここで指摘しているわけです。

国が「このような情報を黒塗りにしていいでしょうか、悪いでしょうか」というふうに不開示にした情報を出してくれれば一番難しいのですが、裁判の場では「情報そのものを出すことは出来ない」、これは裁判所も分かっている。けれども、このような情報だから出すことは出来ないということを裁判所に教えてくれないと、裁判所も判断のしようがないということ、裁判所が国側に対して「具体的にどういう情報なのか」と質問してくれたらいいのですが、一審の裁判所では、そのようなことはせずに、裁判所は国側に「一般的、典型的に隠してもいい内容の情報だということを一

応主張してくれれば、裁判所としてはよほど問題がないかぎり、その主張を認めますよ」というような判断内容だったのです。

だけれども、「一般的、類型的」に不開示にしたい情報であるとしても、実際は、請求権問題にしても、竹島問題にしても、開示されている情報が沢山ある。それらの情報と不開示なった情報とは具体的にどこが情報の内容として違うんですかという問題になる。

今日、これに関連して、法廷で東澤弁護士がおっしゃったことは、次の「目次 第3 原判決における誤った審査対象の限定と、あるべき審査対象」に関連した内容でした。

目次 第3 原判決における誤った審査対象の限定と、あるべき審査対象 の解説

東澤弁護士もおっしゃたように、本来、外交文書というのは開示にするか、不開示にするかの判断においても、その時代、時代、その背景といったことを踏まえて、その時、その時で、開示にするか、不開示にするかを判断されるべきものだ、

そういうことになると、今回の判断というものは、具体的にしなければならないということになるのですけれども、一審の判決は具体的な判断を全然にやっていない、北朝鮮問題、竹島問題に関して、日韓会談文書というのは、それに該当する文書ばかりである。

けれども竹島問題や請求権問題でも、開示されている文書もある。一審の判決で言うように、一般的、類型的であれば隠していいというのであれば、全部隠してもいいということですね。でも、実際は具体的に見ると、明らかにしているところと、隠しているところがある。では、明らかにしているところと隠しているところは、どう違うのだ、ここのところをきちんと検証しないと不開示にすることが相当であるかどうかの判断は出来ないということなのです。

3 韓国側での開示ならびに内容の推測可能性について

今回開示された文書の中に、韓国で開示された文書から、日本側で不開示にされた内容が判るといのがいくつかあるのです。そういったものについて、国側は、「韓国側で文書が開示されているからといって、それが日本の不開示部分が推測できるということで、日本側が開示することは次元が違う、と言っている。何がどう次元が違うのか、よくわからない。

韓国で分かっているのだから、日本で隠しても仕方がないだろうというこちら側の意見を、全く切っているわけですね。それに対する反論を書いています。

4 日韓会談と日朝交渉との状況の相違について

一審判決で言われていることは、国側が主張した「日韓会談で話されたことには、日朝会談でも当然重要な議題になるから、それに関する日本側の重要な情報は北朝鮮に伏せておきたい、だからこれは開示出来ないのだ、と言ってきているのですけれども、日韓会談での議論と日朝会談での議論が、当然リンクするというのは分かりますけれども、もう50年近くも前の時代背景と、今とでは全然違うわけですから、それについて触れずに、日朝、日韓ということで開示、不開示にする、理由があると言っている、それは一体どういうことか。やはり、個々具体的に、日本政府にとって不利益になるということ、具体的に判断しなければいけないわけです。

5 「時の経過」が考慮されるべきこと

「時の経過」についても同じことです。そんな昔に話されたことが、今更、開示されたからと言って、これからの日本と韓国政府の信頼関係で、竹島問題ということもこれからという問題としてあるかもしれないし、日朝交渉に関して、そんなに影響力があるのかということ批判して書いています。

目次 第4 本件各文書における不開示理由の非該当性 の解説

一審判決では、13の文書について不開示にして良いと言ったけれども、それは違うと具体的に反論しています。その中で文書13というのは、竹島問題に関する文書で、これは全部不開示、文書がどんな内容なのか、という説明が国側から出されているだけで、どんなことが書かれているか

全く分かりません。

国側から出されている説明は、竹島問題に関する当時の文献を含めたタイトルと、そこに何が書かれているかということを外務省の役人がまとめた内部文書、あと、竹島問題に関する交渉の等の経過を時系列表にまとめたものだという説明です。

こちら側は、全部不開示とは何事だと、いろんな反論を書いたのですが、今回、一審の判決が出たあとなのですが、現在、三次訴訟で争っている文書の中から、これに関連する文書が見つかったのです。

三次訴訟で争っている文書の中から見つかった竹島に関連する文書とは？

日韓会談の中で、ことある毎にこういうことが話されていまして、まとめの報告書を作るのですが、完全に日韓会談が終わったあとで作成された文書だと思うのですが、日韓会談ではこういうことがありました、というような「総説」という文書があるのですね。

これは何千ページにも亘る文書なのですが、竹島問題について日韓会談を振り返った部分がありまして、その中で、竹島問題に関して外務省は、こういう文書を集めましたというふうに書かれているところがあるのですね。そこに誰々先生が書いた本を集めましたということが書かれている。

これは二次訴訟の中には無かった文書ですから、一審の判決の中で裁判所は、このように全部隠すことは相当だと言っているけれども、隠している文書の内容はここに出ているのだが、これは何事かと。

国はこう言っているのですね。「竹島問題は今でも日韓の間で問題になっている領土の領有権の問題だ。そういう領有権の問題について、全部開示することは出来ない。韓国政府に、日本はこういうことを考えているということが分かれば、それに対する対策を練ってくる危険性があると。一審の裁判所はそれを真に受けて、やはり竹島に関するものは、全部隠す必要があるだろうと判断した。しかし、一方で、全部不開示であるにも関わらず、そういうことを言っている国が、一方で開示した文書があり、その中で、竹島に関してこういう文献が出ましたというような文書があるのですね。これを今回、こちら側から新しく提示しました。

これに関して国の方から、みなさんの手元にある答弁書、これはたった3ページですが、その2ページ2段目に回答を出してきております。

原告側が新しく提示した文書に対する 国（外務省）側の答弁

また、本件文書の文献資料リストに記載された各公刊物の具体的内容と、文書910(甲第30号証)に記載された各文献の具体的内容とは、必ずしも一致するものではなく、両文書は文献数、記述形式とも異なっている。

原審でも述べたとおり、本件文書13の文献リストに記載された各文献には、「竹島の領有権問題」を解決する方策の一環として、当時の外務省が、どのような諸問題が発生し得るか、それらの問題を解決するためにどのような方策等が考えられるかを検討するための資料として収集した文献資料が含まれている。

原告側は、80ページもの控訴理由書を出しているのに、

何故、国（外務省）の答弁書は3ページなのか？

こちら側が80ページもの控訴理由書を出しているのに、何故、国からは3ページだけなのか、というふうにみなさん非常に驚かれたと思うのですが、一審の判決で国側は勝っています。

先ほども説明しましたように、控訴審というのは、一審の記録を見て、もう一度裁判をし直すところですので、基本的に一審で国が勝ったということは、それを高裁が一審の判決を切替えて判断するということは、まず、有り得ない。

こちら側が80ページ近い控訴理由書を出しても、そんなものは負け犬の遠吠えだ、そんなものは聞き流していればいいのだ、ということで、いわゆる三くだり半の答弁書を書いてくるのが多いのですが、今回は三くだり半ではなく、こちら側が新しく提示した文書に関しては反論しておかなければならないだろうと考えて、答えにならない反論で答え、3ページになっています。

以上

報告集会でのアピール 日本軍による性奴隷被害者に尊厳の回復を

2010.5.12

田場祥子(VAWW-NET ジャパン運営委員)

VAWW-NET ジャパンは他団体とともに日本軍性暴力問題解決のための第9回アジア連帯会議を開催したのち、戦時性暴力問題連絡協議会の構成メンバーとして引き続き取り組みを行っております。

91年に被害者の韓国の金学順さんが最初に名乗りを上げて19年が経ちました。この間、日本政府はこの問題に真正面から向き合おうとせず、95年からアジア女性基金という不十分な償い金と首相のお詫びの手紙だけでお茶を濁してきました。韓国、台湾、フィリピンのなどの被害者への給付が行われましたが、あいまいでない謝罪を求める性奴隷被害者の方たちはこのような形の給付を拒否し、韓国政府や台湾政府は独自の給付を打ち出しています。(2007年3月終了)

この問題では1996年国連人権委員会クマラスワミ特別報告者は、日本政府に対して「書面による公的謝罪」、また「教育内容をあらため、これらの問題についての意識を高めること」などを勧告しました。さらに、1998年、国連人権委員会マクドゥーガル特別報告者は「慰安所」を「強姦所」と表現し、武力紛争下における強姦、性奴隷制としての「慰安婦」制度の犯罪性を指摘、日本政府に法的な責任をとるべきことを勧告しました。ここ数年、米下院をはじめEU議会、カナダ議会、オランダ議会、韓国(21地方議会)、台湾立法院、またILO、国連・自由権規約委員会、女性差別撤廃委員会(CEDAW)などの国際社会は、「慰安婦」問題の解決のために、日本政府が法的な責任をとるよう決議・勧告を出しています。

国内では宝塚市議会をはじめとする20の地方議会で「慰安婦」問題を解決せよとの意見書が採択されています。性奴隷にされた被害者は高齢となり、次々に亡くなっているのが現状です。毎年のように届く訃報に、加害国である私たちは自分たちの無力を覚えます。彼女たちは日本政府の心からの謝罪と補償を待ち望んでいます。踏みにじられた尊厳を回復するにはそれが不可欠であるといえます。昨今、一部の学者の中には和解を口にする人が出てきていますが、真に和解を言えるのは被害者本人だけではないでしょうか。

一方、教育面では1997年にはすべての中学歴史教科書にあった「慰安婦」記述が2002年度版には3社のみ記載、2006年度版からはすべての教科書から本文からは削除されてしまいました。昨年8月、中学の歴史教科書へ記述復活を求める市民連絡会を発足させ、子どもたちが中学校で「慰安婦」問題を学べるよう、記述復活の署名活動に取り組み、秋には教科書会社へ署名を届け、記述復活を求めてまいりました。ただ今、一目で「慰安婦」問題が判るQ&A形式のリーフレットを作成中です。頒布にご協力をお願いいたします。

戦時性暴力問題連絡協議会は昨年来、民主党政権発足に伴い新人議員に「慰安婦」問題を知っていただき、この機会に「慰安婦」問題の現状を共有していただくという趣旨で院内集会を何回か行ってまいりました。また、この2月には今こそ解決をするときと全国の仲間たちと日本軍「慰安婦」問題解決全国行動2010を立ち上げました。

5月13日、韓国で日本軍「慰安婦」問題の解決のための国会議員の会立ち上げに尽力された朴宣映議員をお招きして院内集会を開催いたします。みなさま方のご参加をお願いいたします。

新政権がこの問題に真摯に取り組むことを求めて今後も活動を続けてまいります。

三次訴訟・第7回口頭弁論後の報告集会記録

日時・2010年4月21日(水)11:00~12:00

会場・東京地裁522号法廷横 控室

参加者・東澤弁護士、小町谷弁護士、張弁護士 傍聴12名

東澤弁護士

今日は傍聴に来ていただきありがとうございました。

三次訴訟は延々と続いておりますけれども、今日、ようやく不開示部分1、文書数259の部分に入りまして、被告国(外務省)側の説明の書面が出ました。説明の書面と言っても非常に簡単、抽象的な内容で、それが何なのだという話なのです。

併せて、こちらの方から不開示理由2に関して、反論の書面を出しました。これは今日、小竹事務局長に渡しましたので見てください。

(ホームページに掲載) <http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>

これまでと違うのは、不開示理由3までは、向こうが出してきた文書に逐一反論してきたのですが、不開示理由を見ますと、向こうの主張は、理由らしい理由が書いていない、文書全体の説明と、不開示理由のところを全く一緒のようなことが書いてある。これでは何故、ここの部分が不開示になったか分からないのです。これは今日法廷でも話しましたが、そうだとすると、こちらの方がわざわざ中身を特定して、不開示にする理由は無いではないかと言っても、非常に上滑りな議論になってしまうので、向こう側の理由を一覧表にして、同じことしか言っていないではないかと指摘したのが一つ。

それと、もう一つは二次訴訟で、控訴理由書というのを出したのですが、そこで言っているのは、時間が経過したら、文書の性格は変わってくるのだということについて、向こう側は何も言っていない、そこをきちんと説明するべきではないかということです。

例えば今回は、「外交の信頼関係を害する」と言うのは、例えば、日本の外務省がアメリカ大使館の人間から情報を聞いて、毎週のようにメモにして残しているわけです。韓国でのクーデターはどうなったかとか、新しい政権の中の人物はこういった人間だとか、こういったことを全部聞いてメモをしているわけです。

或いは、韓国の人間は、特に日本の外務省がメモをとって韓国側に報告しているわけです。向こうの内部で、崔という人間はこういう人間だというような話をしているわけです。ここのところは、全部ではなくて一部不開示にしている、これを消している理由というのは、信頼関係に該当するのだと言っているのですけれども、40~50年も前の、ちょっと言ったといったことが、何故、今の日韓関係とか日米関係に関係するのだ、この頃とは時代状況は全然違うのではないか、韓国は政権が変わっている、民主化されている。こういったことで、何故、今の外交関係の信頼関係影響するのだ、ということを反論しています。

他にも、中国共産党がどうのこうのと日中関係について言っているわけですが、当時、日本と中国の国交はなく、そのあと日中共同声明で国交が回復した。

あるいは、ソ連のことも書いてあって、ソ連は大変ですよとか、そういったことを、その当時のことを恥ずかしくもなく、現在の日韓関係、日米関係、日口関係、日中関係の信頼関係を害する、ということを行っている。それはあまりにもこじつけではないか、

あるいは誇大な言い回しではないか、といったところを今回の文書に書いたところです。
 今後の主張としては、不開示理由1というところについて、国（外務省）側から準備書面が来ますので、我々はどのような形で対応するかを、今、考えているところです。

前々から李洋秀さんに「真面目に向こうの言っていることを相手にしていてもしょうがないではないか」と、繰り返し言われてきたのですが、我々もだんだんその気になってきて、面白い書面を作ろうかと、弁護団の中でスペシャルチームを作ろうということで、責任者は張弁護士、ともかく分かり易い文書を出そうかどうかと検討中です。

こちらのスケジュールとしては、5月12日、二次訴訟の控訴の陪審があります。こちらは、こちらからもう控訴理由書を出しており、国側からの再判が出てくるのは9月なのですけれども、まだきておりません。

控訴審というのは1回なのです。ところが、この事件で証人尋問とかが必要なくて、法律の解釈だけになってしまうと、1回結審になってしまう確率が高いのですけれども、もし、相手の書面で新しい主張が出てきたら、こちら側も再判の主張が必要になるので、もう一回あるかもしれない、ということです。

三次訴訟の方は、次回は6月30日になっておりますので、引続きみなさんのご支援、よろしく申し上げます。

三次訴訟の進行状況（2010年4月21日現在）

	不開示の理由	文書数	国（外務省）側主張の準備書面	原告 反論の準備書面
1	韓国あるいは北朝鮮との間の、交渉上不利益になる	259	10/4/21 準備書面（6） 証拠説明書（7） 10/2/23 準備書面（5）	10/4/21 準備書面（5）証拠説明書（5）
2	韓国との信頼関係が無くなる	109	09/12/8 準備書面（4） （証拠説明書）（5）	09/12/準備書面（3） 準備書面（4） 証拠説明書（4）
3	竹島問題	48	09/9/1 準備書面（3）	09/7/3 準備書面（2）
4	犯罪の予防に関連するもの	11		
5	海上保安庁の警備体制（竹島、李ライン周辺での拿捕）	2		
6	他国との信頼関係、国の安全、公共の安全・秩序維持	3		
7	個人情報、外交事務の適正な遂行	4	09/5/26 準備書面（2） 09/3/4 準備書面（1）	09/5/26 準備書面（1）総論
8	個人情報、他国との信頼関係	2		

事務局だより

真相究明ネットワーク 福留範昭氏のご逝去を悼む

控訴審・報告集会 での 追悼の詞

福留さんが急になくなりまして、
本当に残念です。日韓友好関係で
かけがえの無い存在でした。
私は今、ショック状態ですが、
皆さまもこれからの健康に気を
つけてください。
福留さんに対して、心からの冥福を
お祈りします。(崔弁護士)

報告集会・受付で販売

明石書店

外国人・
民族的マイノリティ
人権白書
2010

「第3章 未決の戦後補償」には
福留氏の遺稿が掲載されています
20%OFF 2000円で販売しました。
(小竹)

今後の予定

ぜひとも 傍聴にお出てください

二次訴訟

控訴審判決

6月23日(水) 13:30~
東京高裁 812号法廷

三次訴訟

第8回口頭弁論

6月30日(水) 10:30~
東京地裁 522号法廷

三次訴訟

第9回口頭弁論

9月8日(水) 10:30~
東京地裁 522号法廷

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 西野瑠美子
吉澤文寿 【アイウエオ順】

(事務局)

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森 3-4-22 高梨荘 202

TEL・FAX：0463-95-4662

E-mail：nikkanbunsyo@yahoo.co.jp

郵便振替口座 / 00820-7-102287

加入者名：日韓会談文書・全面公開を求める会

情報公開訴訟と求める会の情報は こちらで！

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>

日本で公開された文書
韓国で公開された文書
公判に提出された書面
当会の結成、規約、方針
発行したニュース
シンポジウムの記録
などなど